

盛岡市屋外広告物条例の一部改正の 内容について意見を募集します。

令和2年7月
盛岡市

盛岡市屋外広告物条例の一部改正について

盛岡市は、「盛岡市屋外広告物条例」の一部改正を検討しています。
これは、盛岡市内の屋外広告物を適正に管理してもらうために条例の一部を改正するものです。
つきましては、盛岡市民の皆さんから幅広いご意見をいただき、今後、条例の一部改正の検討に活かしたいと考えています。

以下の資料をご覧くださいの上、ご意見をお寄せください。

ご意見の募集期間：令和2年7月22日（水曜日）～令和2年8月11日（火曜日）

盛岡市屋外広告物条例改正の概要

改正の趣旨

平成27年2月の札幌市の看板落下事故を受け、国土交通省が作成する「屋外広告物条例ガイドライン」の見直しが行われ、所有者等による適正な維持管理について規定されましたので、盛岡市屋外広告物条例においても対応する規定を設けようとするものです。

改正の内容

(1) 管理義務に係る規定の創設

屋外広告物条例ガイドラインの改定に伴い、広告物の必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に維持してもらうため、管理義務についての規定を創設します。

(2) 点検に係る規定の創設

屋外広告物条例ガイドラインの改定に伴い、広告物の所有者などに広告物の点検を行ってもらうため、点検についての規定を創設します。大規模な広告物については、資格を有する者（屋外広告士、建築士等）に、広告物の劣化及び損傷の状況の点検を行ってもらう予定としております。

※ 大規模な広告物・・・高さが4メートルを超え、かつ、表示面積が10平方メートルを超える広告物とする予定です。

(3) 管理者の設置に係る規定の一部改正

管理者の設置を要しないとしていた許可期間6月以内の広告物（はり紙、立看板、広告幕、広告旗、のぼり、アドバルーン）についても管理者を設置してもらうため、規定の整備を行います。

(4) 経過措置

条例の改正後は、大規模な広告物については、資格を有する者（屋外広告士、建築士等）に、広告物の点検を行ってもらう予定としておりますが、条例の施行日から起算して3年を経過するまでは、従前どおり、広告物の管理者が点検を行うことができるものとする予定です。

(5) 施行期日

令和3年4月1日（予定）

募集概要

意見の 募集方法	募集期間 令和2年7月22日（水曜日）から令和2年8月11日（火曜日）まで 郵送の場合は令和2年8月11日（火曜日）必着，その他は同日17時締め切り
	募集方法 備え付けの意見提出様式または任意の用紙に氏名（または法人・団体名）および住所、電話番号を記入の上、次のいずれかの方法により送付または持参してください。 電話でのご意見は受け付けできませんのでご了承ください。
	応募フォームの場合（パソコン等での応募） 市ホームページでパブリックコメントのページに移動し、応募フォームをクリックすると専用の応募フォームが開き、入力できます。
	郵送の場合 〒020-8532 盛岡市津志田14-37-2 景観政策課 宛
	ファクスの場合 019-637-1919（代表ファクス番号）景観政策課 宛
	持参の場合 市役所都南分庁舎2階 景観政策課へ直接持参ください。 （土曜日・日曜日及び祝日を除く8時30分から17時00分まで）

ご意見への回答

後日、盛岡市公式ホームページおよび資料の備え付け場所で公表する予定です。

寄せられた意見は、個人情報を除き、全て公開される可能性があります。

また、同様の意見は集約する場合があります。

なお、寄せられた意見に対して個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

資料の備え付け場所

- 1 市役所都南分庁舎 2階の景観政策課
- 2 市役所本館 6階の情報公開室
- 3 市役所本館 1階の窓口案内所
- 4 都南総合支所 1階の窓口案内
- 5 玉山総合事務所 1階のホール
- 6 盛岡市保健所 1階の受付
- 7 若園町分庁舎
- 8 肴町分庁舎
- 9 青山, 太田, 築川, 繋の各支所
- 10 飯岡, 乙部, 巻堀, 玉山, 藪川の各出張所
- 11 松園連絡所, 盛岡駅西口サービスセンター (マリオス 1階)
- 12 中央公民館, 上田公民館, 西部公民館, 河南公民館, 都南公民館, 渋民公民館
- 13 市立図書館, 都南図書館, 渋民図書館

お問い合わせ

盛岡市 都市整備部 景観政策課

〒020-8532 盛岡市津志田 14-37-2 盛岡市役所都南分庁舎 2階

電話番号 : 019-601-5078 (屋外広告物担当)

ファクス番号 : 019-637-1919

市ホームページからのお問い合わせは連絡フォームをご利用ください。